

地方中枢拠点都市圏の意義とは

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成
 - ※地方中枢拠点都市の要件：㊦政令指定都市、新中核市（地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和） } 全国で61市が該当
 - ①昼夜間人口比率おおむね1以上
- 連携に際しては、地方自治法上の「連携協約」の仕組みを活用し、地方公共団体間で政策面での役割分担等を定める

地方中枢拠点都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

地方中枢拠点都市圏に対する支援

- 平成26年度は、地方中枢拠点都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業（9事業）を実施中
- 対象市は、盛岡市、姫路市、倉敷市、広島市、福山市、下関市、北九州市、熊本市、宮崎市
- 平成27年度も、国費を要求
- 同事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- 地方中枢拠点都市圏形成のための手続きとして、「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定

地方中枢
拠点都市宣言



連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

